

刑法Ⅱ〔各論〕
(Criminal Law Ⅱ)

2 学期 木曜 7・8 時限
授業時間：75 分×20 回
単位数：2 単位
履修年次：1 年次

担当教員：照沼亮介
研究室：教員研究室 9

授業の到達目標：

刑法Ⅰの履修者を対象として、各則の主な犯罪類型の内容と構造について学んでいく。それぞれの法益がどのような形で・いかなる限度において保護されているかにつき確実な理解を身につけると共に、実務の現状を踏まえつつ、必要に応じて新たな解決策を導きうる「思考力」を涵養すること、より具体的には、本科目の履修者が2年次の「刑事法総合」において討論を中心とした応用的な学習を行い得る程度の知識と思考力を獲得することを目的とする。

授業概要：

授業は講義形式で行うが、受講者があらかじめ該当範囲の予習・復習を十分に行っていることを前提とする。その上でどうしても疑問点があれば遠慮せず質問し、疑問点を後に残さないようにして頂きたい。また、現段階では正確な知識を仕入れること（インプット）が最優先であり、答案作成（アウトプット）の形式等を意識し過ぎる必要はない。個々の論点毎に、判例、学説、自説、当てはめを示すことができれば、それで合格答案ができると考えておけばよい。

評価方法：

筆記試験 80%、授業への参加態度 20% の総合評価とする。

教科書：

既に手持ちのものを含め、各自にとって読み易い、使い易いものを用いればよい。ただ、本講義の問題意識と進行との関係上、予習・復習の際に以下のいずれかを熟読することを推奨する。個人的な印象では、財産犯以外の箇所については①が、財産犯については②③が比較的使い易い。

- ①井田良『新・論点講義シリーズ 刑法各論』（弘文堂、2007 年）
- ②西田典之『刑法各論〔第 5 版〕』（弘文堂、2010 年）
- ③山口厚『刑法各論〔第 2 版〕』（有斐閣、2010 年）

参考書：

判例を頻繁に検討することになるので、西田典之ほか編『刑法判例百選Ⅱ各論〔第 6 版〕』（有斐閣、2008 年）、又は成瀬幸典ほか編『判例プラクティス刑法Ⅱ各論』（信山社、2011 年）を持参・参照のこと。またどの法律科目でも当然のことではあるが、重要な最高裁判例については、事案を担当した調査官の解説（『最高裁判所判例解説 刑事篇（〇〇年度）』所収）が有用なため、余裕のある者はぜひ参照する習慣を身につけておくこと。

授業計画：

第1回

刑法各論を学ぶ上での基本的な注意点について触れた後、生命に対する刑法的な保護について検討する。特に、人の始期と終期をめぐる諸問題、自殺関与罪・同意殺人罪に重点を置く。

第2回

身体に対する罪について検討する。特に、暴行罪、傷害罪、傷害致死罪という重要な3つの犯罪類型とその相互関係について理解して貰う。

第3回

自由に対する罪について検討する。特に、逮捕・監禁罪、略取・誘拐罪に重点を置く。

第4回

住居侵入罪について検討する。保護法益の理解と、そこから派生する対立点について、いろいろな事例を用いて考えて貰う。

第5回

名誉毀損罪について検討する。公共性、真実性の証明など重要な論点を取り上げる。

第6回

財産犯に関する総説的な説明を行う。特に客体と占有概念の検討に重点を置く。

第7回

奪取罪の保護法益について検討する。判例の変遷を踏まえた上で、民事法と刑事法の関係のあり方について深く考えて貰う。

第8回

不法領得の意思について検討したのち、窃盗罪の周辺に位置する問題について検討する。

第9回

強盗罪をめぐる諸問題を検討する。特に、強取の構造、2項強盗罪の問題に重点を置く。

第10回

事後強盗罪、強盗致死傷罪について検討する。理論的に複雑な問題であると同時に実務上も重要であるので、特に近年の事案について正確に把握することに努めて貰う。

第11回

詐欺罪について検討する。基本構造、客体、欺罔行為、交付行為について、具体例に即して詳

しく検討する。

第12回

前回に引き続き、詐欺罪を取り扱う。三角詐欺、財産的損害、クレジットカードの不正使用などについて詳しく検討する。

第13回

横領罪について検討する。占有の意義、所有権侵害などにつき、誤振込などの具体例に即して考えて貰う。

第14回

前回に引き続き、横領罪を取り扱い、所有権侵害、領得意思などについて検討する。

第15回

背任罪について検討する。主体の意義、図利加害目的、財産上の損害などについて正確な理解を身に付けたのち、横領と背任の区別について具体的なイメージを掴んで貰う。

第16回

盗品関与罪について検討する。特に、罪質に関する議論に重点を置く。

第17回

放火罪について検討する。犯罪類型の相互関係について理解したのち、特に重要な現住建造物放火罪を中心に検討を加える。

第18回

文書偽造罪について検討する。作成者と作成名義人、有形偽造と無形偽造などについて、重要判例に即して検討を加える。

第19回

司法手続の刑法的な保護について検討する。特に犯人蔵匿罪、証拠隠滅罪について、共犯論との関係を踏まえながら検討を加える。

第20回

賄賂罪を採り上げ、保護法益、「職務に関し」の意義などについて検討を加える。